

こども家庭庁 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
58	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化	毎年7月に、内閣府が指定するシステムを活用し、前年度分の児童手当について実績報告を行っている。出力される帳票の会計欄には、児童手当及び特例給付の過不足が相殺された形で追加交付額または返還額が算出されるが、実際には、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額について、それぞれを分けた形で報告することが求められている。そのため、システムによる出力結果を基に、各区分の追加交付及び返還額を別途算出する必要があり、その事務に相当な時間を要するとともに、追加交付及び返還額について誤りが発生しやすい状況となっている。	児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化を図ることができれば、地方においてはシステム外での計算の作業がなくなり、国においても地方への計算方法の周知の手間が省ける点で双方の事務負担が軽減される。また、システム外での計算作業による追加交付額及び返還額の誤算の発生も防ぐことができる。	令和元年度児童手当交付金事業実績報告書の提出について別紙「確定に伴う追加交付額及び返還額の算出について」(令和2年6月12日付内閣府子ども・子育て本部事務連絡)	こども家庭庁	豊橋市	ひたちなか市、富山県、福山県、山形県、香川県、宇和島市、高知県、大牟田市、宮崎県	○本市においても提案自治体と同意見であり、事務に相当な努力を要しており、手計算によるミスも恐れもあるため、システムで処理が完結するよう改善を求めます。○本市においても同様に、各区分の追加交付及び返還額の算出に多くの時間を費やしている状況にあり、何らかの改善策を講じるべきと考えている。	現在、受給者が被用者であり、かつ児童が3歳に満たない場合に限り、当該児童に係る児童手当の財源に事業主拠出金が充てられている。また、児童手当の支給要件には所得制限を設けているが、当分の間、所得制限を越えていることにより児童手当が支給されない者に対しては、児童1人当たり月額5,000円の特例給付の支給を行っている。国の交付金の実績報告については、システムにより手続の簡素化を図っているところであるが、追加交付額及び返還額の算出に当たっては、児童手当及び特例給付を明確に区分し、さらに児童手当の内訳として事業主拠出金財源分及び国庫財源分を明確に区分する必要がありますことから、システムにより出力されない場合の算出方法について具体例とともに示しているところである。更なる簡素化については、システム改修を行った場合の影響等を踏まえ、今後検討する予定である。	具体例により算出方法をお示しいただいているところではあります。例えば児童手当返還、特例給付追加交付となった場合、システムで計算された帳票の出力数値を具体例の算出方法により別途計算するなど、別管理をする必要があり、手続きの簡素化を図るシステムにかかわらず、作業が煩雑となっています。また、返還に至るまででの修正・再算上時に誤りがないよう回数にこぎます「更なる簡素化」について、内閣府においてシステム改修を行った場合は各自治体の入力作業については影響がないものと想定されます。また、実績報告の出力帳票において児童手当区分と特例給付区分及びその財源についてそれぞれ返還又は追加交付の額が表示されることにより、内閣府も各自治体も確認が容易になる(内閣府からの具体例の例示書類も不要になる)ものと考えます。つきましては、令和4年度から大幅に児童手当制度が改正されることを機に、児童手当区分と特例給付区分及びその財源についてそれぞれ返還または追加交付の額が表示されるようなシステム改修について前向きな検討をお願いします。		

こども家庭庁 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		令和4年度の制度改正において、受給者及び市町村の事務負担軽減を図る観点から、毎年6月の現況額について、市町村等が公簿等により必要な情報を確認できる場合には、その提出の省略を可能とする。また、支給要件児童のうち3歳未満に満たない児童がいない受給者については、当該者が被用者であっても健康保険証の写し等の提出を不要とすることとする。引き続き、市町村の事務負担軽減を図るため、児童手当交付金の手続簡素化についても、子ども・子育て支援関連業務関連システムの改修を行った場合の影響等を踏まえ検討していきたい。	<p><令3> 【内閣府】 (1)児童手当法(昭46法73)児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援関連業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、当該システムを改修する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令4> 【内閣府】 (5)児童手当法(昭46法73) (1)児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援関連業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、令和5年中に当該システムを改修する。</p>	システム改修	令和5年中	児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援関連業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、令和5年中に当該システムを改修する方向で検討している。	システム改修の具体的なスケジュール等について調整を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民 の利便性の向上、行政 の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関 係府省	団体名	その他(特記事 項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) ＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体 からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足 資料
111	B 地方に対する 規制緩和	11.その他	DV等支援措置のうち 地方税での措置の周知 及び住民基本台帳情報 の調査時における支援 措置情報の提供	DV等支援措置のうち地方 税での措置の周知及び情報 提供ネットワークシステムを 通じて閲覧ができる住民基 本台帳情報と併せてDV等支 援措置の有無を識別できる ようにすること。	【制度改正の経緯】 配偶者からの暴力(DV)、ス トーカー行為等、児童虐待及 びこれらに準ずる行為(以下 「DV等」という。)の加害者 が、住民票の写し等の交付 等を不当に利用して、被害 者の住所を探索することを 防止し、被害者の保護を図 るため、平成16年に住民基 本台帳事務におけるDV等支 援措置(以下「措置」とい う。)が制度化された。 【支障事例】 措置の情報は、総務省通知 や住民基本台帳事務処理要 領(以下「通知等」という。) に基づき、被害者の現住所 地の市町村、前住所地の市 町村、本籍地の市町村(以 下「転送先市町村例」とい う。))において情報連携が 図られている。一方、被害 者の固定資産又は車両(以 下「固定資産等」という。) の所在市町村が転送先市 町村例と異なる場合、固定 資産等の所在市町村が措 置の情報把握するためには、 被害者本人から固定資産 等の所在市町村へ措置の 申し出がされない限り覚 知できず、必要な場合に 措置を講ずることが出来 ない可能性が極めて高い。 また、被害者の固定資産 等の所在市町村が、情報 提供ネットワークシステム を通じて被害者の住民基 本台帳情報を照会した場合 、現在のシステムでは措 置の有無を識別できるよう になっていないため、他 市町村において、措置を 講ずることが出来なかつ た事例がある。 【制度改正の必要性】 措置が適切になされず、 被害者が殺害されるなど の事例も見受けられて いる。特に、地方税の うち固定資産税は不動産 を課税客体としている ことから、DV等の加害 者が公開情報である不 動産登記情報を調べた 上で、不動産の所在す る市町村へ固定資産税 情報が記載されている 証明書等の交付申請を 行うことにより、被害 者の現住所を特定する ことが想定されるため 、通知等に記されてい る転送先市町村例のみ ならず、被害者の固定 資産等を有する転送先 府県及び市町村の相互 連携が必要である。 【懸念の解消策】 通知等における措置 情報を転送する市町村 例として、固定資産等 の所在市町村を追加す るとともに、地方税の 固定資産等においても 適切に措置が行われ るよう、警察、配偶者 暴力相談支援センター 、児童相談所等の相談 機関等及び市町村へ周 知する。また、情報 提供ネットワークシ ステムを通じて閲覧 ができる住民基本台 帳情報と併せて措置 の有無を識別できる ようシステムを更改す る。	DV等の被害者の保護 がより確実になるなど、 更なる被害の防止に寄 与する。	ドメスティック・バイ オレンス、ストーカー行 為等、児童虐待及びこ れらに準ずる行為の 被害者の保護のため の適正な事務執行の 徹底について(周知) (令和元年6月27日 付け総務省自治税 務局企画課事務連 絡) 住民基本台帳事務 処理要領5-10	内閣府、警 察庁、総務 省、厚生労 働省、こども 家庭庁	北広島市、 船橋市		旭川市、いわ き市、東海村、 相生市、八王 子市、川崎 市、長野県、 中野市、豊 橋市、田原 市、枚方市、 兵庫県、出 雲市、府中 市、香川県、 宇和島市、 久留米市	○当市では市民課と情報連携を 図っており、DV措置の取られて いる市民が転出入した場合や期 間延長した場合に情報提供を受け 、税システムに入力している。こ れにより、証明窓口、固定資産 税をはじめとする税部門に税シ ステムを通じて情報共有し、DV 措置の有無を確認できるよう にしているが、提案のように全 国区の情報が入手可能であれば 、被害防止に寄与すること になると考える。	DV等被害者の保護は重要であ ると認識しており、ご提案の ような事例について、どのよ うな対応が考えられるか検討 してまいりたい。	どのような対応が考えられる か検討してまいりたい」との ことであるが、少なくとも、 通知等に基づく措置情報の 転送先市町村例として、固 定資産等の所在市町村を 追加するとともに、地方 税の固定資産等においても 適切に措置が行われるよ う、相談機関等及び市町 村へ周知いただきたい。 また、DV等の被害者の保 護がより確実になるなど、 更なる被害の防止に寄与 するため、対応について 直ちに検討及び実施して いただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				DV等支援措置の申出を受けた市町村から、申出者の固定資産等の所在市町村に対して、DV等支援措置の情報を連携する方法について、自治体の義務も踏まえ、適切な対応について通知を発出することを検討したい。	5【厚生労働省】 (39)住民基本台帳法(昭42法81) (ii)DV等支援措置の実施を求めた市町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (関係府省:内閣府、警察庁及び総務省) ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。 (関係府省:内閣府、警察庁及び総務省)	1ポツ目 通知	1ポツ目 令和4年3月31日	1ポツ目 総務省において、支援措置申出者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市区町村に支援措置に準じた支援を申出する仕組みとその留意点について、各都道府県宛てに通知した(【通知】「ドメスティック・バイオレンス、ストーラー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」(令和4年3月31日総行注第32号、総行第8号)。	
						2ポツ目 検討中	未定	関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討。	関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。